

○富山県新川文化ホールの利用料金の額について

平成18年3月31日
富山県告示第239号

富山県新川文化ホールの利用料金の額について

富山県新川文化ホール条例(平成6年富山県条例第36号)別表の知事が定める額は、次のとおりとし、平成18年4月1日から施行する。

富山県新川文化ホールの使用料の額について(平成6年富山県告示第703号)は、平成18年3月31日限り、廃止する。

区分	品名		単位	金額(円)
楽器	ピアノ	フルコンサート(外国製)	1台	11,840
		フルコンサート(日本製)	1台	6,080
		グランド	1台	1,540
	チェンバロ		1台	6,060
舞台 設備 及び 道具 類	反響板		1式	4,960
	反響板(移動式)		1式	2,200
	オーケストラピット		1式	6,060
	指揮者用譜面台		1台	280
	譜面台		1本	110
	譜面用ライト		1本	160
	しや 紗 幕		1枚	1,660
	ジョーゼット幕		1枚	1,660
	松羽目		1枚	1,980
	竹羽目		1式	2,760
	地がすり		1枚	1,660
	バレエシート		1式	1,660
	ひもうせん		1枚	340
	所作舞台		1式	7,330
	平台		1台	280
	仮設花道		1式	3,740
	長座布団		1枚	280
	座布団		1枚	110
	高座用座布団		1枚	220
	金びょうぶ(2.4メートル)		半双	1,540
	金びょうぶ(2.4メートル)		1双	3,080
	鳥の子びょうぶ(2.4メートル)		半双	1,540
	鳥の子びょうぶ(2.4メートル)		1双	3,080
	ドライアイスマシン		1台	1,660
映写 設備 及び 視聴 機器	スクリーン		1張	880
	スクリーン(移動式)		1張	770
	プロジェクター(スクリーン及びビデオテープ・DVD・BDレコーダー付)		1式	2,980
	録画システム		1式	3,410
	ビデオテープ・DVD・BDレコーダー		1台	2,200
	デジタル配信設備セット(カメラ1台付)		1式	2,580
	デジタル配信設備セット(カメラ2台付)		1式	3,600
照明 設備	Aセット	ボーダーライト、サスペンションライト、ホリゾントライト、フットライト、シーリングライト及びサイドライト	1式	9,430
	Bセット	ボーダーライト、シーリングライト及びサイドライト	1式	4,960
	フットライト		1式	1,440

	アッパーホリゾントライト	1列	1,320
	ローアホリゾントライト	1列	1,320
	シーリングライト	1式	3,080
	ストリップライト	1本	280
	クセノンピンスポットライト	1台	2,100
	スポットライト(1キロワット)	1台	560
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	660
	スポットライト(2キロワット)	1台	770
	タワースタンド	1台	280
	特殊効果マシン(ディスク、ダブル、ターレット、フィルム、リップル、プリズム、カレイド、スライドキャリアー、波、ファイアー、スピナー、ITOコントローラー、カラーチェンジャー)	1台	1,660
	ミラーボール	1台	1,440
	スモークマシン	1台	1,660
	ボーダーライト	1列	1,440
	サスペンションライト(10キロワットまで)	1式	1,660
音響設備	拡声装置(マイク付)	1式	3,300
	拡声装置(マイク付・リハーサル室練習室用)	1式	2,540
	ダイナミックマイクロフォン	1本	730
	コンデンサーマイクロフォン	1本	1,050
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,570
	ワイヤレスマイクロフォン(リハーサル室練習室用)	1チャンネル	1,370
	レコードプレーヤー	1台	1,660
	テープレコーダー	1台	1,660
	CD・MDレコーダー	1台	1,660
その他	シャワー室	1室	1,250
	洗濯室	1室	1,250

備考

- 1 利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合には、附属設備の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収することができる。
- 2 この表に掲げる金額は利用時間4時間についての額とし、利用時間4時間未満の端数は4時間として計算する。
- 3 附属設備の利用料金は、当該附属設備を利用した日1日ごとに算定するものとし、当該附属設備の利用時間が利用日1日につき12時間を超える場合は、当該利用時間を12時間として当該利用料金を算定するものとする。

改正文(平成26年告示第145号)抄

平成26年4月1日から施行する。

改正文(平成31年告示第144号)抄

公表の日から施行する。

改正文(平成31年告示第167号)抄

平成31年10月1日から施行する。

改正文(令和3年告示第6号)抄

公表の日から施行する。

改正文(令和6年告示第169号)抄

令和6年4月1日から施行する。